

佐賀県告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十二年十月二十二日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

武雄市朝日町大字中野字中ノ館六九三四、七〇三三の一から七〇三三の三まで、七〇三四の二から七〇三四の四まで、七〇四〇の一から七〇四〇の三まで、七〇四〇の六、字馬ノ谷六六四九の八、六六四九の九、六六七三の三、六六七三の四、六六七四の一、六六七四の二、六七四〇の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。)